

福井市告示第14号

森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、法第7条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年1月20日

福井市長 西 行 茂



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在	林班	面積 (ha)	森林所 有者数	筆数	経営管理権 の存続期間
集R6- 美山- 1～7	福井市 西市布 町	475、476、 477、478、 526、528 及び529	8.5566	7人	74筆	20年

※表中面積欄：林地台帳面積

2 経営管理権集積計画の縦覧場所

福井市大手3丁目10番1号 福井市農林水産部林業水産課及び福井市のホームページ

(https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/ringyou/syusek_ikeikaku.html)

3 法第7条第2項の規定により、この告示があったときから、福井市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。